

事業者との取引がある個人事業主で免税事業者の方は是非ご参加ください！

令和5年10月より導入開始

<インボイス制度説明会と登録相談会のご案内>

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が開始されます。インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この発行事業者となるには「登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。消費税の課税事業者だけでなく免税事業者も対応が必要となる場合があります。

そこで、本説明会では特に登録の検討が必要となる個人事業主で免税事業者の方に向けたインボイス制度の概要説明や登録申請に関する相談会を行いますので是非ご参加ください。
※免税事業者が登録事業者となる場合は、消費税の課税事業者への選択が必要です。

※登録事業者は基準期間の課税売上が1,000万円以下となった場合でも免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じます。

日 時 令和4年9月26日（月） 14:00～16:00

◆ インボイス制度説明会 14:00～15:30

<講師> 鈴鹿税務署 個人課税第一部門 担当官

<内容> 消費税の仕組み・インボイス制度の概要・インボイスの記載事項について

◆ 登録相談会 15:30～16:00

<相談内容> 登録申請方法、申請書の書き方など

会 場 亀山商工会館 2階ホール **参加費** 無料

申込方法 説明会・登録相談会とも下記の申込書をFAXまたはご持参ください。

共 催 亀山商工会議所 中小企業相談所 ・ 亀山青色申告会

【本セミナーについてのお問合せ】 亀山商工会議所 担当:金谷・松下 TEL(0595-82-1331)

亀山商工会議所 松下 行（FAX 0595-82-8987）

9月26日（月） インボイス制度セミナー 申込書

氏 名		事業所名	
TEL		FAX	
登録相談会	希望する ☐	希望しない ☐	

※上記の申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業にのみ利用させていただきます。

消費税のインボイス制度

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者の登録制度

適格請求書を交付できるのは登録事業者に限られます。登録事業者になるには、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることができません。

※免税事業者が登録事業者となる場合は、消費税の課税事業者への選択が必要です。

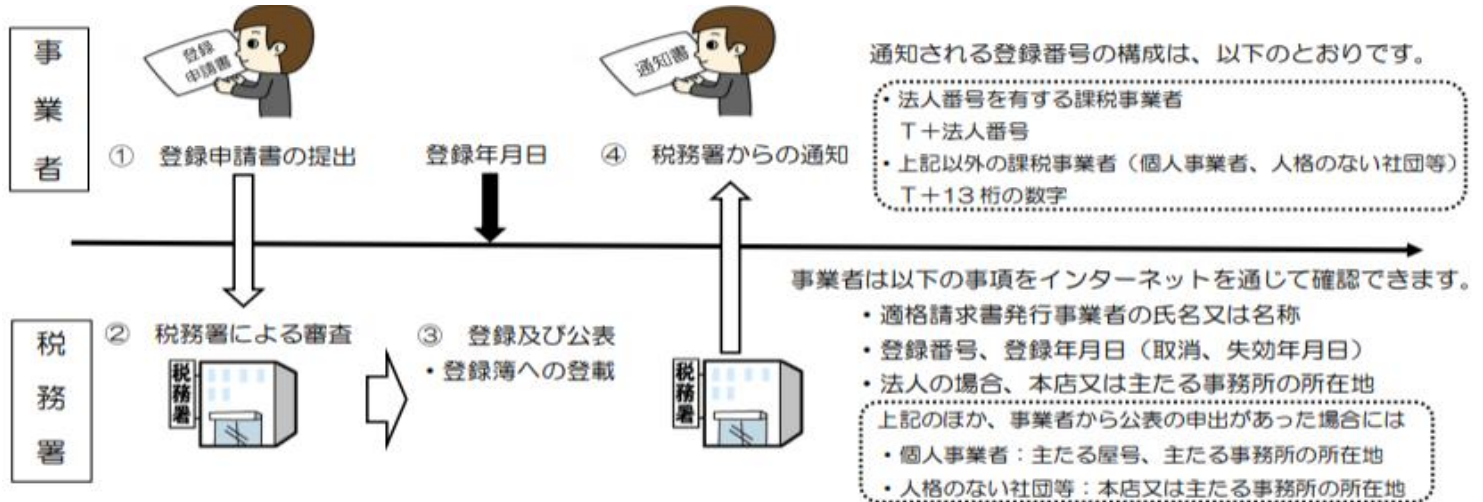
※登録事業者は基準期間の課税売上が 1,000 万円以下となった場合でも免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

適格請求書(インボイス)の記載事項とイメージ

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
 - ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- (注) 適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となる。
(但し、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。)
上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は不要です。

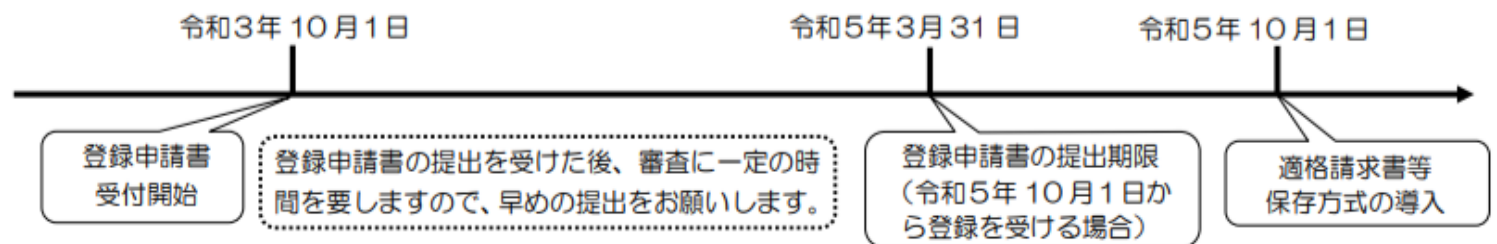
△△株式会社 ⑥ 請求書	
②	××年 11 月分
11/1	牛肉 ※ 5,400 円
11/2	小麦粉 ※ 2,160 円
⋮	⋮
11/30	ビール ③ 6,600 円
※ 軽減税率対象	③ 合計 87,200 円
	うち消費税 7,200 円
(10%対象 40,000 円	消費税 4,000 円)
(8%対象 40,000 円	⑤ 消費税 3,200 円)
④	①
	△△株式会社
	登録番号 T1234567890123

(1) 登録事業者の申請から登録までの流れ



(2) 登録申請のスケジュール

登録申請は、令和3年10月1日から開始されており、適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合は令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。



(3) 登録事業者の義務及び仕入税額控除の要件

登録事業者(売手側)には、取引の買手側(課税事業者に限る)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課せられます。

対して買手側が消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者から交付を受けた適格請求書または仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)を保存する必要があります。